

令和 8 年度 宮崎地方最低賃金審議会 第 5 回宮崎県最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和 8 年 8 月 24 日 (月) 午後 1 時 28 分～午後 9 時 32 分

2 場 所 宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

3 出席者 公益委員 3 名
労働者側委員 3 名
使用者側委員 3 名

4 議 題

- (1) 金額提示
- (2) 金額審議

5 議事要旨

- (1) 前回専門部会における金額審議の状況（労働者側：引上げ額 70 円、使用者側：引上げ額 56 円）が確認された後、公・労、公・使に分かれ個別協議が行われた結果、労使双方に歩み寄りが見られ、それぞれの提示額が、
労働者側：引上げ額 65 円、使用者側：引上げ額 60 円
となった。しかし、それ以上は隔たりが埋まらなかったため、公益側は「引上げ額 62 円」を提示した。
- (2) 公益側の提示額に対し、使用者側は合意の意向を示したが、一方、労働者側は、「発効日が法定発効で本日中の答申となるならば、引上げ額 62 円に合意する余地がある」との意向を示した。
- (3) 発効日については、当初、労働者側が法定発効、使用者側が 11 月中旬の指定日発効を主張していたが、個別協議の結果、使用者側に歩み寄りが見られ、最終的に労使双方が、法定発効で合意するに至った。
- (4) 使用者側は、労働者側が「引上げ額 62 円」に同意する場合であっても、専門部会が「全会一致」で決議した時の審議会令第 6 条第 5 項「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」の適用に対し、本審開催の申立てを行う意向を示した。
- (5) 本審を開催し決議する場合は、専門部会全会一致で決議し当日中に答申まで行う場合より、最短の発効日が 6 日遅くなることから、労働者側は、使用者側が本審開催の申し立てを行う場合、「引上げ額 62 円」に反対するとの意向を示した。

- (6) その後、公益側は、労働者側・使用者側双方と個別協議により調整したが、労使の意見の隔たりは埋まることはない判断し、正式に見解を示すこととした。
- (7) 引上げ額 62 円（時間額 1,085 円）の公益見解（案）と専門部会で検討するとされた付帯決議（案）が示され、採択については、予定どおり、次回、8 月 25 日（火）開催の第 6 回専門部会において行うことが確認された。

以上